



脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック

Together

8

就 労



「役に立つ」「必要とされる」「ほめられる」 就労で得られる喜びへ。

自立、社会参加、余暇の充実、夢・・・、人それぞれに働いて得られる目的は異なります。「働きたい! 仕事がしたい!」けど、不安が先立つことが多いかもしれません。このガイドブックでは、実際に働いている脊髄損傷の方の声や、就労に関連する支援情報、健康管理についてなど載せております。ぜひ読んでみてください。

目次

| | |
|--|----|
| 1.序 章 | 1 |
| (公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 代表理事 妻屋 明) | |
| 2.就労の支援機関と障害者雇用 | 2 |
| (千葉県千葉リハビリテーションセンター ソーシャルワーカー 会沢 希美) | |
| 障害者の就労を支援する機関 | 2 |
| 障害者の雇用とは | 3 |
| 休職の手続き | 4 |
| 退職 | 4 |
| 3.仕事に就くために～就労支援の流れ～ | 5 |
| (千葉県千葉リハビリテーションセンター 更生園 生活支援員 石川 理英) | |
| 就職に向けての相談 | 5 |
| 就職に向けての準備・訓練 | 6 |
| 就職活動、雇用前・定着支援 | 7 |
| 在宅就業の支援 | 7 |
| 4.就労に向けた健康管理 | 8 |
| (千葉県千葉リハビリテーションセンター 理学療法士 戸坂 友也・松澤 和洋) | |
| 5.就労事例 | 10 |
| 私の場合・会社の理解とサポートで職場復帰 | 10 |
| (前野 奨) | |
| 私の場合・資格取得を強みに | 12 |
| (飯岡 秀之) | |
| 私の場合・転職から現職まで | 13 |
| (露崎 耕平) | |

監修:千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長 吉永 勝訓

※本ガイドブックで紹介している内容は、脊髄損傷者すべてに当てはまるものではありません。体調の管理等については、ご自身に合った方法を主治医や専門職にご相談ください。

※物品の購入等の制度利用については、お住まいの地域によって内容が異なる場合がありますので、必ずお住まいの地域の福祉関連窓口にお問い合わせください。

就労についての意義

脊髄損傷により障害のある人たちに働いている仲間が多くいます。これは身体障害に限らず、知的障害や精神障害も含めてとなりますが、ハローワークを通じて新規に就職をした障害者の人数は、5年連続で過去最多を更新しています。また、約40万人の障害のある人たちが全国の一般企業で働き、12万人以上の人たちが福祉的な支援を受けながら就労をしています。

これらは、障害者に対する社会環境の変化や法改正により、障害者雇用の充実が図られた結果だとも言われています。

しかし、障害者の就労についてはまだまだ問題が多く、障害の重い人の就労や、比較的年齢の高い人の雇用の機会は決して多いとは言えない現状もあります。

必ずしも追い風とは言えませんが、まず働きたいという気持ちがあれば、積極的に就労することを考えてみましょう。ただし、障害のある人が実際に働くということは、それまでにはない大変厳しいことに直面する場合もあるでしょう。そんな時は、同じ障害のある人同士が情報交換をしたりできるといいですね。

「働く」ためには、まずは生活リズムや体力など基礎的な力となる部分がとても重要になります。脊髄損傷の場合、社会参加前の段階では、排泄や褥瘡予防な

どの健康管理をしながら体力の回復に気を配ることが社会参加の第一歩としてとても大切なことです。体力は、就労した後も大変重要な影響を及ぼします。就労で様々なストレスが生じる時にも、体力に余裕があり、心にゆとりが持てる状態の方が、乗り越えやすいでしょう。

就労に向けての準備

さて、リハビリをし、退院が近づくといよいよ就労など、次の生活に向けた具体的な準備を考える時期となります。

まずは、「家ででの安定した生活を取り戻すことから」となりますが、並行して就労のことも準備をすすめていきましょう。すぐに復職や就職とならない場合でも、復職を考える人であれば、会社との連絡をこまめにとることをしたり、就職を考える人であれば、働きたい希望を発信し、就職情報を得たりなど、できることから始めてみましょう。

職場によっては、環境が整っていて特に問題なく働ける場合もあります。また、職務内容や環境調整の関係から配置転換や勤務先の変更などの相談ができる場合もあります。

より良い形で就労をするためには、自分のできることや身体のことを理解してもらうことも大切なことでしょう。

相談できる機関を知りましょう 必要な手続きを確認しましょう

1 障害者の就労を支援する機関

自分だけで行動していいのかな？ どの行動したらよいのかな？ 客観的なアドバイスがほしいな？ など思われることがあるかもしれません。ここでは、障害者雇用を支援する機関を紹介します。最初にどこに行けばよいのだろうか？ と迷ったら、病院のソーシャルワーカーなどに相談をしましょう。

①ハローワーク(公共職業安定所)

国が設置する、雇用に関する相談、支援及び職業の相談・紹介及び雇用保険の支給などを行うハローワークには、一般の相談窓口とは別に、障害者専門の相談窓口があります。お住まいの地域のハローワークにまずは行ってみましょう。障害者の窓口で求職相談をすると、障害の状況が記載されるので、自分の障害に応じた相談を受けることができます。“ハローワークインターネットサービス”というサイトがあり、パソコンやスマホからでも障害者の求人情報が検索できます。また以下の②③④などの支援機関への紹介など、各機関との連携も積極的に行っています。

②障害者職業センター

障害者の就業支援の専門家である障害者職業カウンセラーが配置され、

ハローワークや各支援機関と連携を図り、職業リハビリテーション(職業評価や、職業指導など)を行います。地域障害者職業センターは各都道府県にあります。また、企業側には障害者雇用に向けた情報提供をしたり、企業側がどんな求人ニーズを持っているのかの分析も行うなど、障害者の就労支援に関連する業務を担っています。

③障害者就業・生活支援センター

都道府県ごとで、いくつかの地域エリア(圏域)に分けて、センターが設置されています。求職者のより身近な地域で、障害者が働くための助言や職業準備訓練、指導などを受けることができます。また、身近に支援できる特徴を活かし、就業には欠かせない生活面も合わせて相談支援を受けることができる機関でもあります。自宅も含めた身近な地域でサポートが受けられる支援機関になります。このセンターは「ナカボツセンター」とも呼ばれています。

④障害者職業能力開発校

職業訓練が受けられる障害者のための訓練校で、全国19か所にあります。地域により「職業訓練校」「障害者高等技術専門学校」と名称が異なります。受講料は無料で、PCビジネ

ス、Webデザイン、福祉住環境デザインなどの訓練コースがあり、技術を習得しながら就職相談を受けられます。また、訓練校から企業、民間事業所へ委託して行っている訓練もあります。多くの訓練委託先があるため、身近な地域で職業訓練が受けられるようになっています。委託訓練の内容は訓練校で行うコースと同様ですが、訓練期間が、訓練校は半年～1年となっており、委託訓練は3か月程度となります。入校等の手続き先はハローワークとなります。

そのほかに、障害者の就職に関するウェブサイトなどもあります。また公務員への就労を希望する場合は、省庁や市町村などのホームページや広報誌などをチェックして申込みをしましょう。

福祉的就労についても簡単にご紹介します。障害福祉サービスを利用した職業訓練を受ける就労移行支援事業では、職業訓練(ビジネスマナー習得、面接練習など)や企業実習に加え、職場定着支援といった就職後の相談が受けられる体制があります。就労の場としては、雇用契約を結ぶ就労継続A型と雇用契約は結ばない就労継続B型があります。

2 障害者の雇用とは

障害者雇用とは、法律で企業など雇用する側が、一定の障害者を雇用するように定めている雇用のことを指します。

一般雇用の場合は、労働基準法を遵

守るなかで制限なく採用をしますが、障害者雇用の場合は、障害者雇用促進法に基づいた採用活動になります。国は“障害者雇用率”を定め、企業に対し「雇用する労働者の2.0%にあたる障害者を雇用すること」を義務づけています(2015年度)。これにより、企業からは、一般の募集求人とは別に障害者の募集求人がだされることとなります。

障害者雇用率は、障害者手帳を持っていることによりカウントされるため、障害者手帳を利用して就職活動をするこ、と考えてもらってもよいと思います。

障害者雇用枠で就職するメリットは、就職の入口が増えることその他、企業側が障害のあることを把握しているため、その人の身体の状態に応じた仕事内容や環境整備、通院などへの配慮がしやすく働きやすい環境を得やすいなどがあります。もちろん、障害があっても一般雇用で就職や復職することも可能ですが、理解のある対応や配慮をしてもらうことが難しいかもしれませんので、自分にあった仕事に就くために、リハビリ病院のスタッフなどに相談をして進めると良いでしょう。

また、正社員や契約社員、短時間正社員や在宅ワーカーなどさまざまな就職形態があります。就職活動をスタートする時には、障害者職業センターに相談し、専門家のコンサルテーションを受けて職業適性を考えることも、一つの方法ではないでしょうか。

3 休職の手続き

仕事に就いていた方が受傷により休職する場合の手続きを確認しておきましょう。受傷直後は仕事に復帰するイメージは持ちづらいかもかもしれませんが、まずは休職期間をとって、可能性を持ち続けることも大切ではないでしょうか？休職期間などは、その会社や勤務状況によって異なりますので、会社側に確認をとりながらすすめることが重要です。治療とリハビリに専念することが優先される時期でしょうが、就労の可能性を医師やリハスタッフ、ソーシャルワーカーなどと話をしていきましょう。

休職にあたっての対応 ①会社の相談先窓口(担当者)と連絡をとりましょう。②休みの間の給与補償・有給休暇か休職扱いか・休職期限など)を確認しましょう。③傷病手当金の申請手続きをしましょう。④会社側へ定期的にリハビリの様子を報告することも、復帰への意思表示となり、会社側に迎え入れの準備をイメージしてもらうことにつ

ながりますので、こまめな連絡は有効でしょう。

4 退職

会社を退職すると、一般的に雇用保険の失業給付の手続きを取ることができますが、入院中など、病気やケガなどの理由で、30日以上働くことができない時(すぐに求職活動できる状態ではない時)、失業給付の受給を保留する手続きがあります。これが認められると、働くことのできなくなった日数だけ、受給期間の開始を延長することができます。あくまで受給の“開始時期を先に延ばす”という意味ですので、手当の受給日数が増えることはありません。受給期間は原則として、離職した日の翌日から1年間ですが、延長できる期間は最長で3年間です。手続きできる時期が限られているので、退職をしたら、速やかに離職票をもらい、ハローワークへ相談に行きましょう。

◆通勤と余暇

就労を考えるときには「通勤できるかどうか？通勤方法は何か？」がついてきますね。脊髄損傷の方は、車を運転して通勤できるかどうかをまず考えられるのではないのでしょうか。車の場合は乗降、運転だけでなく駐車スペースも含めての確認が必要で、公共交通機関を利用する時には通勤ラッシュの状況や駅員の対応が可能ななどの確認が必要です。そして、通勤が難しいと判断した

時には、在宅就労もあるので検討されると良いでしょう。

また働き続けるには、余暇も大切です。脊髄損傷の方はセルフケアにかかる時間を多く必要とするので、仕事と余暇の両立が難しいかもしれませんが、上手に休みを取り入れるなどして、自分の生活のバランスを整えていけるとよいでしょう。

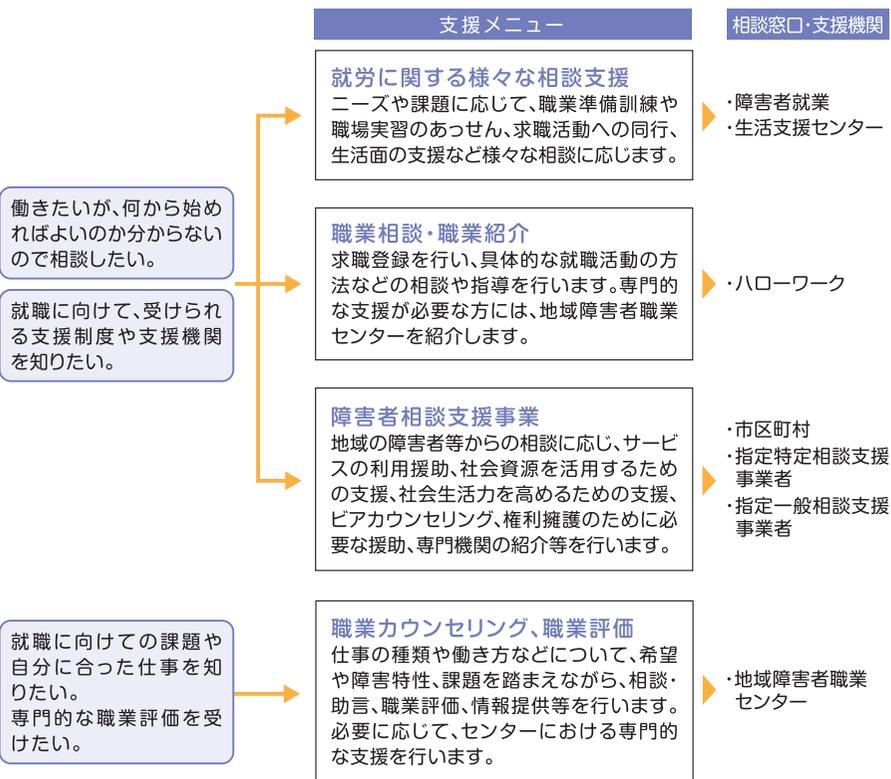
就労の相談から準備、就職活動まで

就職したい!!と思った時、同時に就職できるかな?どんな仕事に就けるだろうか?などと不安に感じたり、相談したい、情報は得られないだろうかと思ったりすることがあるでしょう。ここでは、就労の相談から準備や就職活動などそれぞれの段階に応じた情報を紹介しま

す。また障害者雇用を促進するための制度には、事業主に向けた内容もありますが、ここでは就労を希望するみなさんに直接関係するメニューをご紹介します。

出典
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「平成27年版障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト」(一部加工)

(1)就職に向けての相談



(2) 就職に向けての準備、訓練

支援メニュー

相談窓口・支援機関

就職に向けての課題を把握し、その課題の改善や適応力の向上を図るための支援を受けたい。

地域障害者職業センターにおける職業準備支援

作業支援、職業準備講習カリキュラム、精神障害者自立支援カリキュラム、発達障害者就労支援カリキュラム及び個別相談を通じて、職業上の課題の把握、作業遂行力、対人技能及びストレス対処技能等の社会生活技能の向上、職場体験実習等の支援を実施し、就職等に向かう次の段階への移行を支援します。
(支援機関：個別に設定します(原則12週間まで))

・地域障害者職業センター

就職に向けての訓練から就職後の定着支援までを一貫して受けたい。

就労移行支援事業

一般就労等への移行に向けて、就労移行支援事業所内での作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。
(利用期間：原則2年以内)

・就労移行支援事業者

職業に必要な技能を身につけたい。

公共職業訓練

障害者職業能力開発校のほか、一般の公共職業能力開発校において、専門の訓練コースの設置やバリアフリー化を推進することにより、公共職業訓練を実施しています。

・障害者職業能力開発校等
・ハローワーク

障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を実施しています。
(訓練期間：3か月[標準])

・職業能力開発校(委託訓練拠点校)
・ハローワーク

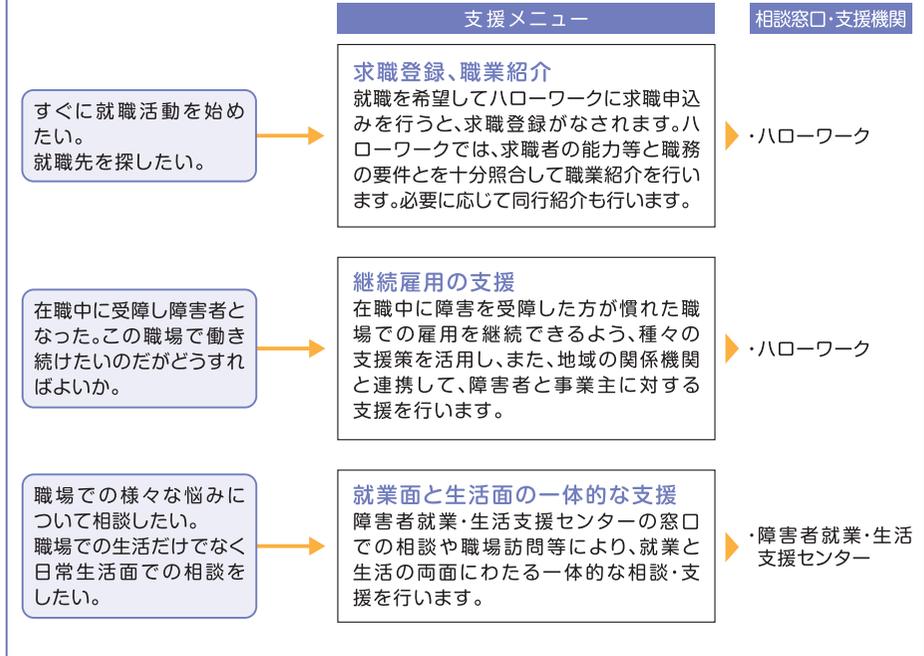
その事業所での就職を前提に、職場や作業に慣れるための実地訓練を受けたい。

職場適応訓練

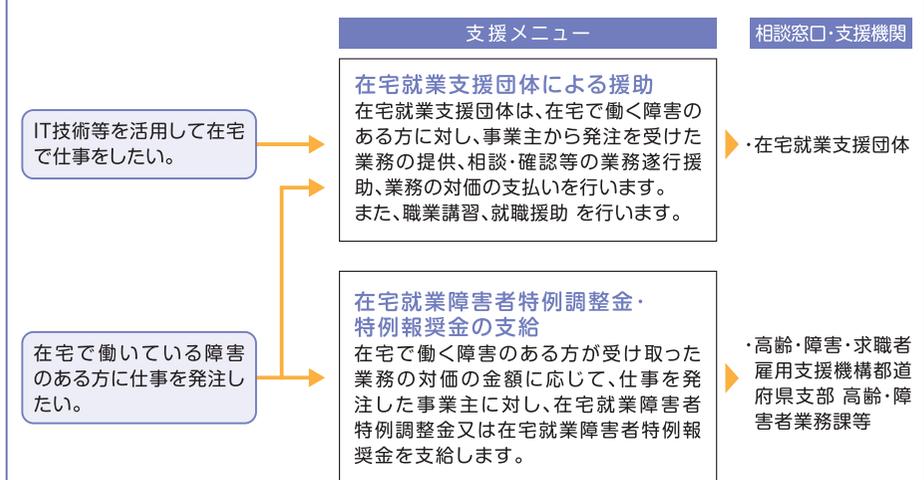
事業所において実際の業務を行い、その作業環境に適応するための訓練です。
(訓練期間：6か月以内[中小企業と重度障害者は1年以内])

・都道府県
・ハローワーク

(3) 就職活動、雇用前・定着支援



(4) 在宅就業の支援



※厚生労働大臣に申請し、登録を受けている在宅就業支援団体については、障害者の在宅就業支援ホームページ「チャレンジホームオフィス」をご覧ください。

▶ http://www.challenge.jeed.or.jp/job/job_grp.html

医療リハの段階から やるべきこと・考えておくこと

将来の生活設計や生きがいを考える上で、就労を目指すことは、とても大切です。社会復帰し、さまざまな分野で活躍することは、本人だけでなく家族・友人、支援者にとっても喜ばしいことです。働くために必要なことは、健康管理に対する知識を持ち、合併症の対策を学び、自身のコンディションを整え、安定した日常生活を送ることです。そこで今回、就労する上で基盤となる健康管理について、医療リハの段階からやるべきこと・考えておくべきことをご紹介します。

1 睡眠・飲食・排尿排便リズムを整える

仕事は決められた時間に業務を行わなければなりません。睡眠時間や排尿、排便の時間など規則正しい生活リズムを整えておくことが必須になります。

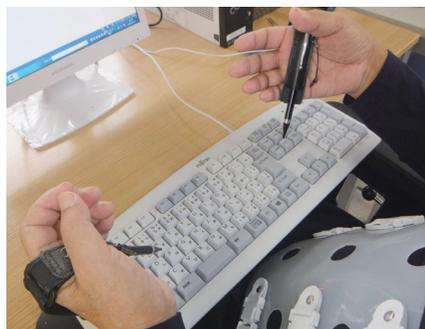
脊髄損傷者の体では、消費カロリーが少ないため、太り易い傾向になります。栄養バランスだけでなく、食事の量にも注意しましょう。時には職場での飲み会もあることでしょう。お酒は適量であれば、問題ありませんが、飲みすぎる事で体内の水分バランスが崩れ、体調を崩す原因になることもあるので注意しましょう。

職務中のトイレ問題を心配される方

は多いと思います。排便時間は就業時間に合わせて早朝や夜間、休日に行えるよう調整していけると良いでしょう。失禁の対策として、水分摂取量を減らしたり、尿取りパッドを使用する方法もあります。ただし、尿路感染や皮膚感染症のリスクもあることから、職場環境や生活リズムにあった方法を見つけていきましょう。

2 就労を見据えた動作練習

障害レベルによって重点を置く動作は異なり、対麻痺者（胸・腰髄損傷）では車いすの移動能力の向上、自己導尿や排便コントロールを含めた日常生活の自立が就労する上で前提となります。四肢麻痺者（頸髄損傷）では、（介助を含めた）生活の自立に加え、自助具などを用いた書字、コンピュータ操作などの職業リハビリを行っていくと良いでしょう。



▲スティックを利用したタイピング

3 体力・耐久性の向上

障害者雇用であれば、最低でも週20時間以上の勤務(例:一日4時間×週5日)が必要となります。一般就労であれば、8時間勤務が求められます。そのため、職場では長時間車いす上で過ごせる体力・耐久性が必要です。自分がどのくらい座っていただけるのか、自分に合った休憩の方法など、自身の状態について知っておきましょう。

4 車いす・クッションの選定

車いすやクッションの特徴として、駆動を優先したタイプと座位姿勢の安定を重視したタイプがあります。就労を考えた場合、疲れにくく安定した車いす設定・クッションが良いでしょう。ただし、生活スタイル全般を考えた上で、車いすやクッションを選びましょう。

5 自己管理の徹底

職場でも褥創予防は大切であり、こまめに除圧をしましょう。プッシュアップなど自力での除圧が難しければ、一定の時間毎に臥位をとる、介助によりキャストアーを上げ、休息するなどの対応が必要となります。また、皮膚変化や自律神経過反射、うつ熱などは、脊髄損傷者に起こり易い合併症です。わずかな体調の異変も見逃さないよう、日記などで記録に残す工夫をしましょう。もしもの体調不良に備えて、事前に職場側には合併症や易感染性についても説明しておきましょう。

6 ソフトとハードの環境調整

車いすで働く上で、出入りのスロープ・エレベーターの広さ、デスクの高さや配置、通路の幅、トイレなど職場の環境を確認し調整する必要があります。通勤や職場環境の調整が困難であれば、在宅就業や、体力的に一日働くことが難しければ時短での調整など、体調や体力に応じた働き方もあります。実際の仕事場面では、どのくらい座っていただけるか、どのくらいの荷物を運搬できるかなど、何が出来て何が出来ないかを会社から問われる事が多いです。日々の身体機能や健康状態を知り、自分の身体を説明できるようになりましょう。

家族や職場側に多くの理解者を増やすことで継続的な就労に繋がります。周囲の理解を得ることにより、職場での不安を解消し、ストレスなく健康的な就労に繋がっていきましょう。



明るく、いきいき!夢に向かってチャレンジ

私の場合

会社の理解とサポートで職場復帰

(前野 奨)

交通事故で第4胸椎脱臼骨折により脊髄損傷に。県立の工業高校を卒業し就職して1年10か月目の冬でした。緊急搬送された病院にて胸椎固定術をし、滋賀医大から星ヶ丘厚生年金病院に転院。そこで回復期リハを受け自宅に戻りました。

受傷前は、工場内で薄板金属の抜き打ち加工をする、NCタレットパンチプレスの現場で数値制御プログラムを作成する業務についておりましたが、作業現場が工場内の中二階にあり車いすでの勤務は無理なため、配置転換で復職しました。その後は、パソコンでの事務作業等になるため、1年間、身体障害者更生施設である県立むれやま荘にて職能訓練の情報処理科でパソコンの基礎から大型コンピュータのプログラム技術までを学びました。その間会社は、車いす駐車場と車いすトイレの整備、事務室等のバリアフリー環境への整備を進めてくれました。約2年6か月後職場復帰をしました。上司や同僚、人事部の脊髄損傷者への理解とサポートがあり職場復

帰ができたことを感謝しています。

車いすですら就労するには、日常生活が自立しており、自力もしくは家族などの力を借りて通勤ができる事が第一条件です。ハード面のバリアフリーは当然の事ですが、社内の人達の理解とサポートが無ければ仕事することは難しくなります。脊髄損傷の場合は排泄トラブルや褥瘡などで仕事に支障をきたす事があります。それゆえ、復職時に脊髄損傷の排泄の問題や2次障害のリスクがある事を上司に話しておいた方がいいと思います。社内中が全てバリアフリーではないため、関係部署との業務打ち合わせなどは私に合わせ集まってもらいました。多くの人に脊髄損傷の障害について話し、理解を深めてもら



い、配慮があること又はいらぬことなどを伝える努力が必要です。

また、リスク回避のためにも泌尿器科、整形外科などを定期的に通院し健康管理に努める事も重要です。私も欠かさず定期通院していましたが、腎盂炎や褥瘡から熱発し、仕事を休み多くの部署に迷惑を掛けたことがあります。出勤した半日は謝罪に費やすという苦い経験もありました。

多くの方に助けてもらいながら20年近く勤めた会社を退職しました。現在は、障害者総合支援法の障害福祉サービスである居宅介護、重度訪問介護の事業所の管理者を務めています。

最初に取り組んだことは、全国脊髄損傷者連合会の滋賀県支部でもある、滋賀県脊髄損傷者協会を任意団体からNPOの法人格を取得する事でした。多くの方の知恵やお力をお借りし法人格を取得、支援費制度の障害福祉サービスの事業所の認可をいただき居宅介護、重度訪問介護の事業所を平成16年にスタートしました。この事業を始めたきっかけは、当時、障害者の居宅介護をする事業所が少なく、脊損やその他の障害者が介護不足で困っていたからです。安心できる地域生活が送れるように支援ができればと思いました。チャレンジしたい思いだけで始めたので、事業所の運営、管理のノウハウなど全然わからず、サービス提供責任者と暗中模索の毎日でした。利用者さんからの声で

一喜一憂していますが充実した毎日です。月日を重ねるごとに利用者さんや職員も増えました。職員2人、利用者さん2人からのスタートでしたが11年目の現在は、職員16人、利用者51人にまでになりました。よく無茶振りする私に、ついてきて来てくれた従業員の努力と忍耐のおかげです。当然ですが私自身が介護現場に行きサービス提供することができませんが、障害者の立場からサービス内容や介護のあり方など従業員に話をしたり、利用者さんに支援内容やお住まいのバリアフリー化の提案をしたりと、可能な限り実行するように心がけています。より多くの人に支援が提供できればと、今月二つ目の拠点をオープンすることになりました。今日まで多くの関係者の方に助けていただき事業が継続でき、新たな事にチャレンジできる事に心から感謝しております。今後は制度に基づいた生活面のサポートだけでなく、研修事業、シェアハウス、就労支援などやりたいことは山ほどあり障害者の目線で、実現に向けコツコツ取り組んでいきたいと思えます。



▲筆者近影

私は平成6年2月に大学の仲間と卒業旅行中、プールの飛び込み事故で頸髄を損傷しました。4月に入社できないことから、内定していた保険会社は内定を辞退せざるを得なく、非常に落胆したことを覚えています。幸い「C6なら社会復帰可能」と言われていたため、絶対日常生活の自立をしてやると千葉リハと箱根病院で1年半リハビリに励みました。

ひと通り自分のことができるようになり、国リハに入所、寮生活をしながら1年間敷地内の職リハにて職業訓練を受けました。寮生活は風呂、トイレ等すべて一人で行うので頸損の私には大変でしたが、寮で飲み会をしたり、車で出かけたりと楽しい生活を送れました。職業訓練では、体が動かない分頭で勝負と考え、プログラミング等を一から学び、第二種情報処理技術者等の資格も取得しました。訓練期間も残り2か月程度となり、千葉で障害者就職面接会に参加、後日いくつかの企業の試験を受け、最終的に現在勤めている三井造船システム技研(株)に就職が決まりました。

平成9年4月に3年遅れで社会人になった訳ですが、やっと皆と同じラインに立てた気がしました。と言うのも、この3年間大学時代の仲間が集まるといつも今の自分(社会人生活)の話題になり、自分一人が仲間から取り残されたような気分になっていたからです。

入社後は人事に配属、一人で何でもこなしてやろうと少し気負い過ぎたせいか、当初は体調管理が上手くいかず、発熱等で度々会社を休んでしまいました。何年か勤めるうちに徐々に会社生活にも体が慣れ、物理的に自分でできないことは周りに手伝ってもらい今に至っています。ただできないことがある分、業務知識で部内一になってやろうと社会保険労務士の資格を取得しました。これは労務管理と社会保健分野では唯一の国家資格であり、個人事務所を開設することもできます。それ以来、労働法関係の相談を受けるなど逆に頼られるようになりました。

私が所属する総務人事部は総務と人事のグループに分かれて仕事をしています。私は現在、人事グループ長(課長)として採用・教育・給与等で部下のマネジメントを行う一方、自分自身の担当する人事考課・制度企画といった実務もこなすプレイングマネージャーとして忙しい毎日です。そんな中でも働けること、人並みにお金を稼げることの喜びを日々噛みしめ、家族や友人、職場の方々をはじめ多くの方に感謝する気持ちを忘れず充実した日々を過ごしています。



▲筆者近影

(露崎 耕平)

自分は現在、某カーオークション運営会社の陸送担当として勤務しています。2005年に転職をし、以前は今と違い障害者向けの就労支援サイトの様な物はあまり普及しておらずハローワークに毎日に通い仕事を探し、こんな事もありました。入社2日前に電話があり「今回の件は無かった事にして下さい」。理由は「車いすで通勤大変そうだし、社内で転倒されて労災って言われても困るので」一方的に話をされ電話は切れ断られた事も、他の会社では現在勤務している預損者が電話を取る事が出来ず困っている預損者は皆同じではないかと言う相手方の勝手な判断で断られた事もありました。

現在在籍している会社もハローワークの紹介で面接を受け入社する事になりました。会社が提示した条件の中に「入社時はアルバイト雇用、ゆくゆく正社員登用あり」。今考えればとてもあいまいな表現でした。ハローワークの担当者が会社の人事部に確認し「慣れて来たらゆくゆくは社員登用も」。是が非でも仕事を決めたかった自分は勤務先の立地条件も良かったので入社を決めましたが、早く決めたいと言う焦りから「ゆくゆくは正社員」と言う事の時期などを明確に書面で残さず口約束で終わっている事。何度も転職を考えましたがなかなか条件に合う物は

無く、不況、震災も追い討ちをかけ車いす利用者が働ける場所はぐっと狭くなった様に感じます。現在の正社員になるまでは8年間掛かりました。

自分の中で社会に出て働くと言う事は社会的責任が発生する。例えば、突発的な休みはなるべく取らない。出来る事、出来ない事を上司、同僚、会社側に明確に説明をし、自分の出来る仕事を自分で探しその仕事を最大限遂行する事。自分が出来ない事をフォローしてくれる同僚に感謝の気持ちを忘れずきちっと「ありがとうございます」を伝える事。今現在は仕事はハードですが良い上司、良い同僚に恵まれ充実したライフワークを送れていると思います。

考え方は人それぞれですがこの会社でここまで戦って来て良かったと思います。経済的にも苦しい時も「自分が今の会社で頑張りたいと思うなら頑張らなさい、後の事はどうにかなるから」と現在もハードな環境の中、順調に仕事出来るのはいつも背中を押してサポートしてくれる家族、何よりも妻のお陰、本当に感謝です。



▲筆者近影

お役立ち情報

公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会支部所在地一覧

2016年度1月現在

公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会(略称:全脊連)は、
仲間同士の励まし合い、仲間ならではの貴重な情報で、あなたの社会参加を応援します。
悩みや困ったことがあった場合には、お近くの支部が本部まで、まずは気軽にご連絡ください。

本部 〒134-0085 東京都江戸川区南葛西5-13-6
TEL.03-5605-0871 FAX.03-5605-0872

- | | | | |
|----------------|------------------------------------|----------------|------------------------------------|
| ■北海道 | TEL.0126-63-4650 FAX.0126-63-4650 | ■三重県 | TEL.059-386-9733 FAX.059-368-2700 |
| ■青森県 | TEL.017-781-8475 FAX.017-738-4534 | ■滋賀県 | TEL.077-569-5111 FAX.077-569-5177 |
| ■岩手県 | TEL.019-637-8001 FAX.019-637-8001 | ■京都府 | TEL.075-982-7732 FAX.075-982-7732 |
| ■宮城県 | TEL.022-293-5503 FAX.022-205-1623 | ■大阪府 | TEL.06-6371-3831 FAX.06-6371-4854 |
| ■秋田県 | TEL.018-896-7750 FAX.018-896-7750 | ■兵庫県 | TEL.078-647-7380 FAX.078-647-7380 |
| ■山形県 | TEL.0233-75-2380 FAX.0233-75-2380 | ■奈良県 | TEL.0745-77-5096 FAX.0745-77-5096 |
| ■福島県 | TEL.0243-44-3550 FAX.0243-44-2266 | ■和歌山県 | TEL.0734-82-8547 FAX.0734-83-0620 |
| ■茨城県 | TEL.029-295-3424 FAX.029-295-3424 | ■山陰 (鳥取・島根) | TEL.0858-28-0097 FAX.0858-28-0097 |
| ■栃木県 | TEL.028-677-0676 FAX.028-677-0676 | ■岡山県 | TEL.0866-57-2790 FAX.0866-57-2790 |
| ■群馬県 | TEL.027-265-6580 FAX.027-265-6580 | ■広島県 | TEL.082-258-3315 FAX.082-258-3315 |
| ■埼玉県 | TEL.090-6108-1666 FAX.049-293-9898 | ■高知県 | TEL.090-7570-5091 FAX.088-831-4412 |
| ■千葉県 | TEL.050-3634-7257 | ■香川県 | TEL.0875-63-3281 |
| ■東京都 | TEL.03-6323-9288 FAX.03-6323-9288 | ■愛媛県 | TEL.090-2891-0941 FAX.089-989-7420 |
| ■神奈川県 | TEL.042-852-3525 FAX.042-852-3525 | ■福岡県 | TEL.092-592-4528 FAX.092-592-4528 |
| ■富山県 | TEL.0766-86-2766 FAX.0766-86-2766 | ■長崎県 | TEL.0956-49-3518 FAX.0956-49-3518 |
| ■石川県 | TEL.076-240-6980 FAX.076-240-6980 | ■熊本県 | TEL.0968-38-7228 FAX.0968-38-7228 |
| ■福井県 | TEL.0776-51-4750 FAX.0776-51-4750 | ■大分県 | TEL.0974-42-3163 FAX.0974-42-2602 |
| ■山梨県 | TEL.055-322-7377 FAX.055-326-3693 | ■宮崎県 | TEL.0983-25-1496 FAX.0983-25-1496 |
| ■長野県 | TEL.026-223-0222 FAX.026-223-0222 | ■鹿児島県 | TEL.0995-65-8572 FAX.0995-65-8572 |
| ■岐阜県 | TEL.0584-74-3266 FAX.0584-74-3266 | ■沖縄県 | TEL.098-886-4211 FAX.098-886-4211 |
| ■中部 (静岡・愛知) | TEL.052-444-5944 FAX.052-444-5944 | | |

障害があっても普通に暮らそう!



公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会

一般社団法人 日本損害保険協会 2015年度自賠責運用益抛出事業